

節税保険「組織的で悪質」

金融庁、保険会社に初の改善命令

表向きは中小企業の事業リスクに備える生命保険だが、実態は「課税逃れ」のための手段——。中小企業の経営者らに人気だった「節税保険」で、金融庁が初めて保険会社の処分を踏み切った。業界では、これまで規制が強化される度にその穴をつく、節税手法が繰り返し生み出されてきた。金融庁はこうした「いたちごっこ」を強く問題視。抜本的な対策の導入も打ち出した。▼3面参照

規制の穴つく商品 営業推進

「組織的に租税回避的な行為を推奨しており、問題の重大性、悪質性は大きい」

金融庁が外資系の中堅生保・マニユライフ生命保険への業務改善命令を出した14日夕、金融庁幹部は厳しい言葉で同社の姿勢を批判した。問題となっている節税保険は、主に中小企業が法人税などの課税負担を減らす目的で加入するもの。金融庁関係者によると、マニユライフ生命は近年、節税保

険をもっとも積極的に勧誘した保険会社だった。

中でも、悪質とみているのが今回、処分の対象になった「名義変更プラン」だった。同プランは企業が従業員の死亡に備えて契約し、高額な保険料を数年間支払い、途中で名義を役員個人に変更して譲渡する。同社は、譲渡の価格がその時点の解約返戻金に相当する額とするルールを悪用。当初は返戻金が極端に低く、その後跳ね上がる

設計の商品を販売した。

役員は割安で譲渡された後に解約すれば、高額な解約返戻金を得られるうえ、通常の所得より税金がかからない。同社は「退職金などで会社の資産を移すよりもお得だ」などと勧誘していた。そのため国税庁は21年6

背景に生保市場縮小

「法人税回避」経営者の食いつきがよい

ただ、こうした規制の抜け穴をつく販売をしていたのは、同社だけではない。

金融庁は2月、エヌエヌ生命保険、SOMP Oひまわり生命保険、FWD生命保険の3社にも節税保険の販売態の説明を求める報告徴求命令を出した。当局の度重なる規制強化や是正要請にもかかわらず、不正がなくなるに背

月に、名義変更をして税を抑える「抜け道」を防ぐルールに変更。こうした手法はできなくなるはずだった。だが、金融庁の発表によると、同社はこの後もさらに年金保険という別の保険を利用した節税手法を不適切と認識しながら推進していた。新たな節税商品の開発方針が取締役会に報告されていたほか、当時の経営陣が営業部門に推進していく旨の発言もしていた。金融庁は組織ぐるみの不正だったとみて、この日の処分理由で、「悪質性、故意性も認められた」と断じた。

が相次いで参入し、競争が激しくなっている。そんな中、中小企業向けの保険は契約金額が大きく、業績を伸ばせる貴重な分野だ。保険会社から保険商品の販売を委託されている代理店に1件数百万円の手数料が入る契約もあるといい、代理店にとっても大きな利益が得られるメリットがある。ある中堅生保幹部は「死亡保障の必要性を訴えるよりも、『法人税の支払いを回避できます』とアピールをした方が経営者の食いつきが圧倒的によい」と明かす。

金融庁はこうした業界とのいたちごっこを終わらせるため、14日、国税庁との連携強化を打ち出した。今後は保険商品の認可段階で国税庁と情報を共有し、「節税につながるか」という視点でも商品性に問題がないか厳格に審査する。

保険会社の監督情報も共有し、悪質な勧誘がないか監視体制を強める方針だ。が生まれている。

金融庁幹部は「租税回避の疑いがあれば認可を出さない可能性もある。他の生保も問題があれば立ち入り検査も視野にみていく」と話す。(柴田秀並)

名義変更プランのイメージ

会社が契約、保険の対象となる被保険者は役員
当初数年間の解約返戻金が低い商品設計

会社が当初数年間、保険料を払う

↓ 役員の死亡など万一の事態に備えられる

契約を役員個人名義に変える

↓ 低い解約返戻金相当額で譲渡できる ←

役員個人が続けて保険料を払う

↓ 返戻率が急増する時期を迎える

役員個人が契約を途中解約

↓ 急増した解約返戻金を受け取り、一時所得として課税される
(会社から賞与などしてもらいより有利)

こうした保険の使い方「租税回避行為」との指摘

国税庁が見直し